

村絵図と地租改正図の作成概念の関係について

A Relation on a General Idea of Making Out of the Muraezu and the Chisokaiseizu

木村 東一郎
Toichiro Kimura

一 はしがき

本稿で論述する村絵図とは、江戸時代に年貢徴収の基盤である土地に係る検地の結果作成した村の地図⁽¹⁾を意味する。また、地租改正図とは、明治維新により近代国家としての新たな出発に際して、税の金納制の施行を必要としてその前提が土地の測量を急務とした。かかる要請から明治6年(1873)に地租改正令が布達された。そして、翌明治7年(1874)から10年(1877)前後にわたり特例地⁽²⁾を除いて全国一斉に土地の測量が開始され、その結果作成された地絵図、つまりその多くが村を対象に描いた地図で、これを仮に地租改正図という。したがって広義に解釈すれば両者はいずれも村の地図といえる。ところが同じ村の景観を表現した村の地図であっても、村絵図は封建社会における支配者の要請によって作成した地図であり、地租改正図は近代国家建設を目標とした政府の要請によって作成された地図であったから、その作成の意図には根本的に大きな相違がある。

今日、都道府県知事、登記所、市町村が保管し、土地所有者の権利を保護する土地台帳（地籍簿）と、その付属地図（地籍図）は明治21年(1888)の市制、町村制が公布されたとき、それにともなって編成したもので、その後場所によっては加除訂正されながらもいまだに大部分がそのまま存続し、法的効力を有している。しかも、かかる地図は明治6年(1873)の地租改正令により作成した

上記地租改正図がその基盤となった。⁽³⁾

要するに地租改正図は封建社会と近代国家を区分し、そして同時に両者を接続する役割を果たした重要な地図であるといえる。しかしながら地租改正図はその表現上からみると、村絵図の表現に部分的にみて一致するところが認められる。そこで地租改正図が村絵図の作成概念といかなる関係によって作成されたものか考察することが本研究の目的である。なお、本稿は歴史地理学会、第65回例会（昭和47年11月25日・日本大学文理学部）において発表した要旨に加筆したものである。

二 資料についての概要

地租改正令の布達された翌年、つまり明治7年(1874)に地租決定の基準となる土地の一筆の面積、および所有者などに関する測量調査が全国的に開始するが、これに先だって測量実施についての規定が県庁から地方役所（会所）を経て各村々の戸長に伝達された。この規定が「地絵図規則」⁽⁴⁾である。神奈川県に属していた多摩郡下の村の場合は明治7年(1874)7月7日に戸長が会所に召集され、そこで規則の伝達を受け記録し整備した。富岡村の場合は、和綴のこの規則が残存しているが、他にはこの資料は希少に思える。

本研究は上記の地絵図規則を資料として、まず、その内容を検討した結果、(1)測量者の規定、(2)測量上の規定、(3)地絵図作成の規定等3項目に大分類し、そしてこの各項目内にあてはまる規則

地絵図規則と江戸時代文書との関係

地絵図規則 明治七年(一八七四)	刊 行 書 (木版)					地 方 文 書				
	宝曆九年(一七五九) 地理細論集(四卷)	天保八年(一八三七) 地方落穂集(四卷)	享保一九年(一七三四) 規矩元法町見辨疑(4)	宝曆四年(一七五四) 図解量地指南	天保七年(一八三六) 量地弧度算法	天保八年(一八三七) 算法地方大成	安政四年(一八五七) 地方新規測量法	享保八年(一七二三) 検地日記(薩州出水村)	延宝五年(一六七七) 検地覚書	安永七年(一七八〇) 御用留(武州森の村)
A る 測 量 者 に 対 す 六 七 % 規 制 者 に 対 す	作業を公正にする 住民に迷惑を かけない 現場の巡視指導 必需品の購入 勤務時間 給 与	○ ○ △ ○ ○						△		
B 測 量 上 の 規 制 三 六 %	畝杭を建てる 地名の変更 字・堀・川・田 畑の境 無 税 地 村々交錯地 塚・砂置場 田畑の土手 稲作付の用水路等 宅地以外の建物 社地境内地 作 場・野 道 土 揚 場 街 道 幅 坪 量 り 端 尺	○ ○ ○ ○ ○						△ △ △	△	
C 地 制 図 作 成 の 規 則 一 七 %	用紙用法 図の折り方 字限り切絵図 畝歩・宅地の書式 図作成要領 余白の記載例					△ △ △ △ ○				

〔注〕 ○関係がある； △少し関係がある

を抽出集合し、これを細部にわたり分析して規則上の概念をおさえた。次に江戸時代の地方文書、木版文書のなかで村の検地や地図作成に關係の記載のあるものを調査した。その結果、地絵図規則に最も關係の深い内容をもったものは「地理細論集」⁽⁵⁾と「地方落穂集」⁽⁶⁾であることがわかった。地図測量に関する木版本は、その内容が地図測量の学術的水準に達するものであるからして、村の地図作成に直接關係する事項は希少であるが、しかし少しでも關係があると判断したものは抽出した。また状などの地方文書についても同様

の扱いをした。そして、地絵図規則と上記江戸時代刊行文書との關係がどうであるかを概観するために作成したものが上に示した表である。

この表によると、A欄の測量に従事する者に対する服務規定ともいべき精神的規制のものが67%であって、これは江戸時代の考えがそのまま多く取り入れられていることがわかる。B欄の測量上の規定は36%で少なくなっているが、これは税の対象とする土地に關係する概念が変革し細分化する必要から新規定が発生したものと考えられる。C欄の地図作成の規定は17%で、さらに一層關係

が少なくなっているが、一般的にみた場合がそうであって、実は地図作成要領の項目に集約されるわけで、要するに地図作成の概念は江戸時代のものが踏襲されているということになる。そこでかかる問題を究明するため両者を相互に比較しながら具体化してみることにする。

三 測量者の服務概念

測量者に対する勤務の規定についてみると、(1)作業の公正をはかる、(2)住民に迷惑をかけない、(3)現場を巡視して指導する、(4)現地での買物は必ず代金を支払う、(5)勤務時間、(6)給与などに分類できる。このうちの(1)、(2)、(4)、(6)は江戸時代の概念が踏襲されそのまま規則化されたものと推測される。要するに測量に臨んでは各自の主観にとらわれることなく、測量者は互いに協議をし客観性を重んずること。現地で活動する場合に住民に迷惑をかけない。また滞在中の買物はすべて代金を支払うこと。などで、これらはいずれも江戸時代にすでに成文化されている。例えば代金の支払いということについてみるならば、人や道具の運搬用の馬や籠の代金は村の負担にはいけないし、⁽⁷⁾ また物品の売買貸借等も一切してはならないと規制している。⁽⁸⁾

次に給与についてみると、給与は戸長以下人足に至るまでもすべて同一の賃金で、1日20銭である。これについて江戸時代の場合を寛保2年(1742)の例でみると、手代以下雇まですべて、1日148文であった。そこで、これを明治5年(1872)の金銭換算の布達⁽⁹⁾にあてはめてみると、1文が1厘となっている。したがって賃金概念もほぼ類似しているようにも思える。

いずれにせよ、上記のごとく勤務規定については両者いずれも関係の深いことが理解できる。要するに村絵図は土地を媒体として幕府と農村の関係が存立することによって作成され、これに対し地租改正図は政府と地主の関係が存立することによって作成が要請された。したがって両図とも土地を支配するものと、支配を受けるものとの対関係によって作成されたもので、そこで仮りに土地の面積の測り違いが生じた場合でも、帳面と共に地図化された場合はその結果が年貢や税金徴収に利害を及ぼし、ここに両者は利害関係上対立的

立場に立つことになるが、しかし、支配者から土地の測量を命ぜられた測量者はこの場合は第三者的存在である。しかも当時は測量技術や測量器具にも恵まれず、したがって、実際の測量も肢体の感覚⁽¹⁰⁾に依存する場合も多かった。とくに地租改正図の測量には素人の村役人や村民が動員され従事した。さらにまた測量中は役人も現地の村々に滞在する関係から私情⁽¹¹⁾がからむなどの理由もあって、時と場合によっては、主観的な測量が実施されるといった疑念もあったものと考えられるし、また、いっぽう江戸時代には役人と百姓という封建社会の身分上の差異が優越して不合理な測量結果が村民に押しつけられた場合などもあった。⁽¹²⁾そこで、かかる防止の一策として測量に従事する者の精神的な面での規制が重視されたと思われる。そして明治初頭の地租改正図作成の時点においても、いまだにこの思想が踏襲されたものとする。

しかしながら、現場の巡視と指導に関する規定や勤務時間の設定は新しい時代的発想であるように感じられる。とくに勤務時間は、午前7時出発、11時から2時まで休憩、そして6時まで作業と規定している。つまり、この実働時間は午前4時間、午後4時間の合計8時間となる計算なので今日の勤労者の1日労働時間の法定時間⁽¹³⁾と共通するものがある。

四 測量実施についての概念

まず、測量が開始される事前に村民は次のような事を準備するようにと規定している。(1)測量を受ける土地にその地主は所定の畝杭を建てておくこと、(2)旧来の地名で不便なものはこの機会に地名変更してもよい、というこの2点である。つまり、畝杭とは畝歩と地主名を記した建札のことであり、これを測量の対象地である田畑、宅地、無税地、その他すべての土地に1筆ごとに地主が各自用意して事前に建てておけということである。これについては江戸時代にも品等、反別、地番などを記入して建るという成文⁽¹⁴⁾がみられるので、その考えが底流しているものと考えられる。次に地名の変更は自由であるというこの概念は新しく出現したもので江戸時代の資料には見られない。ただ、わずかに「御水帳=茂、森村与御座候共、

森村与書候而、森ノ村与、となへ来り候処、いつともなく享保年中頃より、野字書入、御割付共、外書等ニ茂、森野村与書上候¹⁴⁵ という文書が御尋ねに対する返答書に見られるが、しかしこれは音は変更しないで「の」という一文字の変更のことであって性格的にはまったく別のことである。いずれにしても上記規定に基づいて地租改正図作成の時に命名した地名が地番と共に今日に継承され、第2次世界大戦後、町界、町名の変更、住居表示の番地改変の法制¹⁴⁶によって一部の変更はあったにしても、その多くの地名が現存し、法的効力をもって存在している。

さて、次に続いて測量実施の内容に関する諸規定についてみると、下記のとおりである。(1)字堀川田畑の境界、(2)無税地、(3)村々交錯地、(4)塚・砂置場、(5)田畑の土手、(6)稲作付の用水路、(7)宅地以外の建物、(8)社地境内地、(9)作場・野道、(10)土揚場、(11)街道幅、(12)坪量り端尺などから成っている。¹⁴⁷

このうち、江戸時代の規定とは若干は違うにしてもその概念が底流していると思われるのは、(4)、(7)、(8)、(9)であり、(12)の坪量り端尺に関する規定は江戸時代からのものがそのまま踏襲されている。

ところで、まず最初に上記の底流すると思われる概念規定について順を追ってみると、道敷、土手敷などに建っている庚申塚や一里塚の類とか、あるいはまた、砂置場になっている場所で、その面積が3坪以下の所はその位置を特別に地図上で区別せず、道敷や土手敷の内域として測量し表現する規定であるが、これについて、江戸時代の場合は、その場所を申請した分についてのみ現場を調査して見捨地の扱いをした。

いずれにせよ、結果的には公用地、つまり無税地の対象となるのであるが、測量の過程においては3坪以内は公用地としてみなされているのが前提であるのに対して、後者は申請許可制であるところに相違がある。

また、宅地以外の土地に建物が建っている場合、例えば並木敷内に存立する時は、その地形の略図を描き県庁に具申して決裁を得ることになっているが、これに類似する江戸時代の成文は畑地内に家屋が建っている場合、現況どおり屋敷地として検地を願い出れば屋敷地の地目とするが、もし畑地として願い出れば畑地の地目に決定し、家

屋は滅失させられるし、あるいは流作場の建物はたとえ小屋造りのようなものであっても不許可とし、畑地として位付をすることになっている。¹⁴⁸

これに関連することであるが、江戸時代には特例を除き、一般的には享保年間(1716～1735)以来、新屋敷を設定することは違法とされていたが、この特例というのは兄弟が多い、病身者がいる、などの理由で同居することが無理な場合に限り、同一屋敷のなかに小屋掛程度のものに限って許可するというものであるが、これがさらにやむを得ない事情によって新屋敷を必要とした時は、申請して許可を受ければよい制度もあった。しかし、この場合はさし障りのない場所で、しかも最寄りに限られていた。¹⁴⁹

いずれにせよ、宅地以外の土地に建築した既得の建物は、測量後の具申と、事前の申請という相違する制度ではあるが、結果的には両者いずれも屋敷地として認められたようである。しかし、流作場に限っては今日の都市計画法にもとづく調整区域と同様に宅地としては許可されなかったようである。

神社や寺院の境内地は江戸時代の測量概念が踏襲されているが、しかし、その寺社が山林などの付属地を所有している場合は、その地形を略図に描いて所轄庁に具申するという点が若干の相違である。

江戸時代には、寺社、堂宮の境内地は御朱印状、あるいは検地帳に除地と記してある場合は当然検地は除外されたが、その外にも除地としての証拠となる書面があれば、もちろんのこと、たとえ書類がなくても以前よりこれに準じて取り扱われていた場合は、そのとおりに処置してもよいとされていた。このことは、田畑山林などの付属地についても同様のことがいえた。¹⁵⁰ 要するに、境内地についての取扱いは両者とも共通しているが、付属地に対しては、地租改正図の場合には具申制となっているということである。

村内の道路に関する規定は、野道や作場などの幅が従来のもままで差支えなければ、そのままでもよいが、もし狭くて不便をきたしている場所があれば、この機会に広げてよいが、ただし、その理由を記入した標識の杭を建て置くようにとある。これに対して、江戸時代には、道、欠堀、落堀などが狭いということで、これを百姓が訴え出

た場所については取り調べのうえ、その長さや幅について検地を除くとあり、そして、これの処理は名主役と案内役へも申し渡され、野帳に記入することになっている。²¹⁾ つまり、村内を走る野道でいどの道幅であれば、所定の手続きを経れば広げることが、それほど至難ではなかったようである。しかし、地租改正図の場合は、道幅の狭い場所は広げるといった概念に対して、江戸時代には道幅を広げた部分の土地に対しては検地を除くという概念であって、おのずからその時代的背景を反映していることが理解される。

ところで、その外の道、つまり、街道、村道については、既存の道を潰して新規に道を開くことは享保年間（1716～1735）以来禁じられていた。しかし、耕作地に通ずる道で不便であるところは、願い出ることによって旧道を潰し新道を開くことが許された。これに対して、地租改正図の場合は、従来の道幅が、おのおの地方によって広狭の差異が甚だしかったものを全国共通的に統一した。つまり東海道、甲州街道と、それに八王子、横山駅、五日市村などが該当し、それによると、市場の街道は道幅を10間余りとし、その他の大道筋の道幅は9尺以上から1丈2尺までを限度とするところがある。しかし、この場合でも土地の事情によっては多少の変動も、地図作成の事前であれば認められたようである。ただし、それには前記同様に標識を建てることになっている。また脇往還などで特別に道幅の広い村々が既存するところは、その地形の略図を描き、帰庁後その理由を具申し、長官の許可を得るものと心得よ、と規定している。

次に、江戸時代の諸成文にはみられず、そして「地絵図規則」だけに規定されている事項について、みてみることにする。

村内を区画するところの各地形の境は、字、堀、川敷などだけに限らず、水田の畔、畑の溝に至るまでも境として明確にすること、あるいは、田畑の土手は、特に山間地帯の場合、棚田、畑などについては1筆ごとに高低の場所もあるので、そこが9尺以上の高い土手のときは田畑の土手として地図上で区別し、これ以外の土手は地続きの耕地としておき、特別の区画はしなくてもよいとしている。また、用水路の土揚場の幅は次に示すとおりである。

堀 幅	土揚場幅の合計	左右の幅
3 尺	1 尺 5 寸	7 寸 5 分
6 尺	3 尺	1 尺 5 寸
9 尺	4 尺 5 寸	2 尺 2 寸 5 分
1 丈 2 尺	6 尺	3 尺

この外地形上やむを得ない特別の場合は、現況のまま記載しておき、帰庁後その詳細を具申するようにとある。

用水路、堀敷、溝代などを利用し水稲を作付していたり、あるいは、現地調査の結果その実情が違ふときは、その場所はそのままにしておいて地図上で明示しておく。しかし、これが後になって村民の異議申立てなど面倒なことにならないよう配慮せよとある。

また、他村の耕作地が交錯している場所は1枚の地図上に描くが、この場合に色によって区別すると、かえって煩雑になるおそれがあるので一色描きにして、そこに仮りに甲何番、乙何番と記入して区別するとよいとしている。

従来から無税地の対象になっている道筋、堀川、土橋、堤などについては偽りのないように正確に報告させ、その地形によって歩竿を除き、なお測量役人の指示をうけよとある。

いずれにしても、以上説明したおのおの規則は江戸時代にはまだ成文化されていず、したがって古くから受け継がれてきた慣習によって検地が実施されたものと推測されるし、そこで各地方によっては測量上に多少の差異が生じた場合もあったものとする。

これに対して、地租改正図の測量の場合は、地租改正が国家の統一事業であったからして、当然のことながら、従来慣例的であった事柄を前述のような一定の規則として制定したことが注目される。

最後に端尺の問題についてみるが、端尺というのは量ろうとする長さが、6尺未満のとき、これを処理する方法として次に示すような常数が定められていた。²²⁾ つまり、6寸、1尺3寸、1尺8寸、2尺4寸、3尺5寸、4尺2寸、4尺8寸、5尺4寸、などと6寸間隔の数値があらかじめ定められていて、実際に測量する場合におのおの数値に満たないときは、次下の数値が採用された。これについて「地絵図規則」には、「田畑、宅地、山林、其他坪詰者、都而四捨五入歩限之積り、且

端尺之儀も従前、検地之法ニ倣ヒ、左之通取極置候事」とあるように、江戸時代の概念が受け継がれたものと考えられる。しかし、「右之外、端歩、捨加之旧法ハ、現歩調之御注意ニ抛り候間不用之事」とあって、畝歩の計算には、例えば「12歩ハ3歩ニ足シ」とあって捨加之旧法は使用しないとある。これは要するに、端尺の法は用いるが端歩の法は採用しないという概念である。

五 地絵図作成に関する概念

地絵図規則のなかで、地図作成に関係のある規定は、(1)用紙と用法、(2)図の折り方、(3)字限り切絵図、(4)畝歩宅地の書式、(5)図の作製要領、(6)余白の記載例などに分類できる。

地租改正図は村内全図と切絵図の2種類が作られるが、そのうちの村全図が完成すると、地図と現地の誤りの有無を確認するための点検が行なわれたが、これには切絵図が使用された。

かかる地図の用紙には「美濃紙」を採用するとある。そして、地図の大きさは美濃紙10枚を貼り合せたぐらいを限度とするとあり、これは現地で地図を広げる場合の便を考慮しての大きさを示したものである。

なお用紙については、江戸時代の成文をみると下絵図の紙は「西ノ内」を用い、紙を糊貼りして使用する場合は縮むため、水張りをしてから用う、²⁴とある。しかし、既成の村絵図をみてもわかるように、用紙や用法はいずれも時と場所によっては多少の相違はあったにしても、おおむね共通していたものと考えられる。

地図の折り方については多少の広狭はあってもよいが「凡堅、壹尺三寸、横八寸位ヲ広キ限度」にして、それより狭くならないように注意しろとある。要するに、これは整理の都合を考えてのことであつたろうと思われる。字切絵図は必要に応じて作られたが、この場合、他の字や耕地が隣接するときは図上にそのまま表現して、そこを朱線で区画しろとあるからして、字切絵図といっても、場合によっては1字だけに限定した表現でなくてもよかつたようにも思える。

完成した図面には、全村の反別、地主姓名などを記載する規定であるが、切絵図の場合は、図上に表現されている分だけの反別を記載することに

なっている。その記載例は次のとおりである。

合 反別 何 歩
内 訳 田 歩
畑 歩
宅 地 歩

村全図、切絵図に限らず、地図には1枚ごとに番号だけを記入しておき、畝歩の調査終了後、新しい測量値を「改正之畝歩」として記入する。また、宅地は地図上に“屋根形”をもって表現すると規定しているが、これは江戸時代の様式がそのまま採用されている。

いずれにせよ、江戸時代には切絵図に関する成文はみられず、このことは、村絵図も地租改正図も、いずれも税の徴収手段として作成されたものであるが、しかし、村絵図の場合は一村全体を単位とする課税方式であつて、常に村全体を地図として描く概念であつたため、地主個人を課税の対象とする時点で要請されてきた切絵図のような図の作成は必要ではなかつたもののように思える。

次に、村全図の作成の方法に関しては、まず最初に江戸時代の成文中から、その幾つかを抽出してみることにする。

紙面上に地図を描く場合、最初に方眼を作る概念は江戸時代にもすでに認識され、実行されていた。これを享保19年(1734)に刊行された書物²⁵によってみると、厚紙を5寸四方に裁ちて、十字の白線を引き、方角に従い継いで、図を描くとあるし、また、天保7年(1836)の刊行本²⁶には、下絵図の紙は真中から二つ折りにして、左右の端におよそ、3、4寸間隔に針で穴をあけ、のちに紙を開いて、その穴を見当に直線をひき、野帳に記した数値をみて、東西南北、いずれに長いかを判断して、紙の天地をきめ、東西南北を定むとある。しかし、実際に村絵図を描く場合には、こうした綿密な方法はとらなかつた場合が多かつたようである。

村の地図を描く順序については、天保8年(1837)の刊行本²⁷によれば、村の領界線上に沿って屈曲する所に杭を打ち、1番杭から2番杭に至る方角を求め、その間の距離を測って縮図するとある。この場合、屈曲があまり多い時は、別に標的を求めて図を作るとよいと説かれている。この方法については、安政4年(1857)の刊行本²⁸には村の領界を廻って地形を図に描くとあり、これを俗に

「廻分間」と名づけている。この廻分間の方法で測量する場合、1番杭を定めるときは橋のたもとなど紛しくないところを選び、その後順を追って屈曲のか所に標的を建てて測るとよいとある。また、さらに村内の道や川などを境にいくつも細区分して描き、これを継ぎ合せて村の形を成すようにするとあって、その作成方法はいずれも同様の概念であったものと推測される。

以上、江戸時代の村絵図作成の場合に対して、地租改正図の場合に関しては、その作成要領ともいべき、規定のまず最初に、地引絵図は一村中の地所を遺漏なく、重複なく測り、区画の部分が一目瞭然として、検閲に便利なのが肝要であり、また、旧帳簿に関係することなく、現地の景状を描写し、色をもって景観を分け、字の番号により地類を示し、地主の氏名を記載し、区画や部曲を明確にするとある。

このように、従来の書類に関係なく新しい概念で地図を作成するという、当時の行政指導の考え方は、新時代の出発の時点で当然のことであったものとして理解できるが、しかし、そのあと説明の、村の景観を描写し彩色して区画するといった概念は、旧来の知識の踏襲であると思える。

また、さらに規定の順を追ってみると、畝歩数は図面上に記載しなくてもよいとある。要するに、地類の脱落を検査する時の共用にする図であるから、外周内の分間坪量りはしなくてもよい。したがって正図でなくて略図でもよいというわけである。ところが、村内の全景観を描写表現しなければ、村内の土地の屈曲や、各所の位置が不明確となるから、村全図を作成する必要があるのだと規制している。このように、規定上略図でもよいと定めているのであるからして、したがって、人的、あるいは物的において作成条件に恵まれていなかった村々の場合は、たとえ地租改正図ということであっても、旧来のものとあまり変らない写生画的な村の地図が作成された場合もあったはずである。

ともあれ、略図であっても村全図は作成しなければならなかったわけであるが、そこでその作成法に関する規定をみてみると、まず最初に、村の外周域を求めるため方位を分間して測り、そして外郭を定め、次に道路や川梁など村内を縦横に貫通するものや、さらに、池、沼、山岳などのよう

に目標となる地形の屈曲間数を測って、その位置を定める。そして、その間に分布するおのおのの景観を見取りによって模写すれば、図は容易に仕上がるという。要するに、村の外周を測る場合は、第1の仮標と第2の仮標を定め、これを見通してその方位と距離を測定し、さらに第3、第4の仮標に対して同様に測りながら一周する前進法は前述のとおり、江戸時代にも認識され実施もされていたもので、これとまったく同一の方法であるといえる。またそのなかに描き入れる道路、川、湖沼、山岳など村内に具現する景観をその位置に表現したりする描写方法も、規則上明示されていないが、しかし、実際に描かれ、そして現存する村絵図を調査することによって、それらの方法が同じであったことは容易に理解できる。

さて、完成した村全図については、その図面上の余白か、もしくはその余裕がないときは別紙を貼って、下記のごとき範例の記載をし、戸長以下地主が連署捺印することになっていた。この書式は地方によっては若干異なっていたようである。

右者、今般、地租御改正被仰出候ニ付、地引絵図編成方被仰付、私共一同立会寸地モ無漏脱取調候、麻書面之條相違無御座候以上。

何国何郡何大区区長

何之誰印（実際ニ取調候モノ）

何小区区長

何村用掛 何之誰印

何村小前 連印

前書之通、相違無御座候間、奥印仕候、以上。

第何大区区長兼

地租改正取調懸リ惣代人

何之誰印

かかる書式は、江戸時代においては特に規制としてはみられないが、しかし、作成された村絵図には必ず相違の無いことの証明と、村役人の連署捺印がしてあり、これが村絵図の特色の一つでもあった²⁹⁾。要するに、当時はこれらを記載することが当然の慣習であったため、特に規制することを必要としなかったものと思われる。そこで、ここに元禄2年(1689)に作成された検地の村絵図に記載されているその一例をみることにする。

如此、村中立会吟味仕、少茂無相違、絵図仕立、指上ケ申候、以上。

武州小宮領、二の宮村

名主 名 印
組頭 名 印
元名主 名 印

このように、いずれの村絵図の場合にも、公式に提出した図には、多少文の表現に相違はみられても、同様の意味のことが記載されていた。ところで、両図の書式を比較してみると、地租改正図の書式は丁寧であり、これに対して村絵図のものは簡単である。しかし、その根本的な意味は、まったく異なるものではないと考えられる。要するに間違いなく、正直に描いた地図であるということを、関係村役人が証明しているわけである。

さて、ここで問題となるのは、村の境界設定図などは特例の図として除き、一般の村絵図は村方三役や、村民が作成の任に当ることが多く、また、地租改正図も戸長を筆頭に村民の手によって作られた、²⁰⁾いわば、素人の作成した地図である。しかも、不完全な測量器具と、同時に、江戸時代の製法に頼ったものである。したがって、完全な地図の作成を願って努力はしてみても、これに対応する科学的精度をもった地図の作成は一般的には無理なことであったと推測される。それにもかかわらず、江戸時代の村絵図よりむしろ丁寧な、相違の無い証明の連署捺印をすることによって、地図の権威づけをさせ、しかも、新時代税制の基礎的役割を果す地図となったことは大いに注目すべきものがある。

六 結 語

(1) 測量者に対する服務規定の概念は江戸時代のものと似て、まだ精神的な面での規制が多い。しかし、1日の労働時間を8時間と規定している点などは、新しい考えであるといえよう。

(2) 測量上の概念は、江戸時代のものがかなり底流していると推測されるが、しかし、その考えを基礎にして、それまで漠然として不明確であったものを規則的に統一している。例えば、地名の変更の自由、土手敷に建造の庚申塚や一里塚は、その敷地が3坪以内の場所は公用地の扱いとしたり、その外、宅地、寺社地、道路の拡張、街道幅の統一などに関することや、9尺以上の土手は耕地と区別するという事などは、新たに規則として成文化された。

(3) 地図作成の概念は、村を単位とした課税制度と、地主単位の課税制度といった、税法の変革によって、当然、江戸時代にはみられなかった新しい規則も多いが、しかし、地図測量や、その製図上の概念は江戸時代の知識がかなり支配的であったものと考えられる。特に、完成した地図の余白に相違の無いことの証明をする書式などは江戸時代の概念と全く共通するものがある。

註

- (1) 木村東一郎・(1967)江戸時代の地図に関する研究・隣人社。
- (2) 地方によっては明治の中半すぎまで地租改正図が完成しなかった例もあった。早大教授、大久保武彦談。
- (3) 「地租改正図ヲ基本トシ爾後土地異動ニ係ルモノヲ悉ク訂正シ明治21年11月7日ノ現在ヲ以テ調製スルモノ也」神奈川県多摩郡南小曾木村地籍図添書、青梅市役所蔵。
- (4) 神奈川県富岡村「地絵図規則」明治7年8月(1874)、富岡家文書。
- (5) 『地理細論集』4、宝暦9年(1759)。
『検地根元記』と題した筆写本もあるが、この内容は『地理細論集』と同一である。
- (6) 『地方落穂集』4巻、天保8年筆写(1837)。
- (7) 前掲書(6)。(8) 同右。
- (9) 武州多摩郡塩舟村「御用留」明治5年(1873)。
加藤家文書。
- (10) 木村東一郎・(1971)江戸期地図測量の基礎的展望・長野地理1・72~81。
- (11) 真壁用秀・(1959)地理細論集4巻・宝暦9年。
- (12) 前掲書(1)79~80。
- (13) 『労働基準法』第4章、第32条「労働時間」。
- (14) 前掲書(5)寛保3年9月の例。
- (15) 武州多摩郡森の村「御用留」安永7年(1780)、
森野家文書。(16) 住居表示に関する法律。
- (17) 前掲書(5)関東川々流作場并原地新開新嶋領反高
村々検地付。(18) 同右書。
- (19) 秋田十七郎義一・(1837)算法地方大成・天保8年。
- (20) 前掲書(6)。(21) 同右書。
- (22) 奥村喜三郎・(1836)『量地孤度法』天保7年。
- (23) 同右書。
- (24) 島田道恒・(1734)『規矩元法町見辨疑』享保19年。
- (25) 前掲書(22)。(26) 前掲書(19)。
- (27) 五十嵐篤好・(1857)『地方新規測量法』安政4年。
- (28) 前掲書(1)17。(29) 前掲書(1)126~139。